

長崎県における福祉教育の変遷と今後の課題 — 地域ぐるみの協同実践にみられる効果とその可能性 —*

中野伸彦**

Change and Coming Issues of Welfare Education Systems in Nagasaki Prefecture
— Effects and Possibilities on Cooperative Practice in the whole of Community —

Nobuhiko Nakano**

【キーワード】

福祉教育、ふれあい学習、協同実践、福祉のまちづくり、地域福祉の推進

【要旨】

長崎県の福祉教育のレベルは全国的にみて高いレベルにあるとの評価がある。ところが、そこでいう「福祉教育」は、単に児童・生徒のみを対象とした学校現場における福祉教育に限られていたことが、最近になって関係者の間で疑問視されるようになってきた。以来、福祉教育の本来のあり方を巡って、本県では独自に“地域移行”への途が模索されることになる。その結果、登場してきた協同実践としての「ふれあい学習」が、本県における“福祉のまちづくり”を推し進めるための確かな手法となり得るかどうか、本稿では小地域活動の実践例などを通してその課題と可能性を検証する。

はじめに

近年、この国で福祉教育に携わる研究者の間から、しばしば「長崎県の福祉教育のレベルはすでに先進地の域にある」とか「第3期の段階に至っている」などの評価をいただくことがある。「第3期」の内容を尋ねると、こういうことらしい。第1期は「福祉教育って何?」という定義を確認する段階。これを受けて第2期は「とにかくよく分からぬけれど、やれるところから実践してみましょう」という実践の初期段階。そして第3期は「これまでの実践を振り返り、本来の目的に照らして、その質を問い合わせる」実践中期の段階といわれ、長崎県では他県に先駆け、すでにこの段階に達しているという評価である。全国の福祉教育の事情に大変詳しい人物¹⁾の批評だけに、本県の福祉教育のあり方に少なからず関わってきた筆

者にとっては喜ばしく思える反面、一方では目標のみえない実践に翻弄される県内現場の実情も時おり耳にするだけに「本当にそうだろうか」という一縷の疑念もまた拭い去れない。

そこで、本稿では、いわゆる福祉教育が長崎県下ではどのような人たちによって関心が持たれ、また、どのように捉えられながら今日に至っているのか、そして、その実態は全国的な傾向からみて本当に「先進地」の域にあるのかなどについて、主として“福祉のまちづくり”という観点を踏まえながら検証してみたい。なお、この観点を持ち込んだのは、なにも地域づくりやまちづくりが時代の趨勢だからという理由からではない。そうではなくて、もともと福祉教育という概念自体が、“福祉のまちづくり”や地域福祉を推進する手法と分かれ難く結びついた発想の中から醸成されてきたものに他ならないと考えるからである。

I 福祉教育の領域と目標

一般に福祉教育というとき、その領域を3つに分ける考え方がある。1つは、1950年代以降、今日に至るまで、主に福祉系の大学や短大・専門学校等で担われてきた福祉従事者を養成するための「専門教育としての福祉教育」である。福祉教育の歴史を辿れば、この領域の「福祉教育」が最も古い使い方であるが、ながく専門的な（関係者のみの）領域の事柄と看做されてきたために、本稿がテーマにしている地域福祉を推進するための手段としての福祉教育という仕方では殆ど取り上げられてきていない。

2つ目の領域は、地域の公民館や社会福祉協議会がその地域に住む住民の福祉に関する意識啓発（“福祉の心を耕す”など）を目的に実施してきた「生涯学習としての福祉教育」である。いわゆる福祉問題への理解や関心が単にサービスの利用者

* Received February 4, 2008

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1057 Eida, Isahaya, Nagasaki 854-0081, Japan

と提供者（福祉関係者）間で閉ざされてしまうあり方への疑問から出発したもので、福祉的な課題を地域住民一般の課題として採りあげることによって、福祉関係者のありようを地域全体で支援していく風土づくり²⁾が模索されることになる。ちなみに全国社会福祉協議会の「福祉教育研究委員会」（大橋謙策委員長）が1982年に提示した福祉教育の定義によると、福祉教育とは、「平和と民主主義社会をつくりあげるために」「福祉問題を素材」としつつ、「福祉制度や福祉活動などへの関心と理解を深める」ことで、住民自身が「ともに生きる力」や支えあう「実践力」などを身につける活動をさす³⁾、とある。今日多用される「福祉教育」の概念はこの領域を起点としていることが窺える。

3つの領域は、学校の児童・生徒を対象にした「人間教育としての福祉教育」である。ここでの福祉教育は、様々な体験学習などを通して、子どもたちに「他人を思いやる心」や「生きる力」などを育むことがネライとされる。もともとこの領域は、1970年代から80年代にかけて強調されてくる受験体制の歪みとしての落ちこぼれ問題や校内暴力、さらにはいじめや不登校問題等への対応策として、①「学童・生徒のボランティア活動普及事業」（昭和52年開始）、②道徳やホームルーム、さらには各教科内容を活用した人権教育、③学校完全週5日制による「ゆとりの時間」や「総合的な学習の時間」を活用した体験学習等（平成14年度本格開始）の枠内で実施してきたものである。とりわけ③の体験学習については、子どもの育ちに関わる国民的な課題を背景として学校現場を所管する文部科学省側からの要請という形をとっていたために、学校現場の教職員に、広く福祉教育のありかたを意識させる役割を果たしてきた。

以上3つの福祉教育の領域を時系列でみていくと、概ね123の順番で開始され、それぞれの領域で並列的に（とりあえず区別されながら）展開され今日に至っている。3者が区別されてきたのは、それぞれの役割や対象となる世代、実践現場や教育内容などに違いがあることがその理由とされる。

だが、近年の福祉教育を巡る動向をみていくと、この3者間は従来考えられてきたように明確に線引きができなくなってきた。例えばこうである。一つは、学校における児童・生徒を対象とした福祉教育が仮に学校完結的に実施された場合、多くの制約や課題のために十分な学習効果を発揮

し得ない（たとえ学校における福祉教育という形態をとっても、そこに地域住民や外部の福祉団体や福祉課題を担う当事者などからの働きかけがあれば学習効果は格段に大きくなる）ことに現場の教師たちが気づいてきたこと。

二つ目は、逆に、生涯学習としての福祉教育の領域に児童・生徒を組み入れると、大人たちの動きがよりスムーズに展開でき、また次世代を見据えたまちづくりのための共同実践としての学習効果も期待できることが各地の実践例で報告されるようになってきたこと。

三つ目は、以上の動向を受け、あらためて福祉教育の目標とそのプロセスを確認したところ、その内容（図-1参照）は、いずれの福祉教育の領域にも（程度の違いはあるにしても）共通に当てはまる事柄であることが明確になってきたこと、などが主な理由となっている。

図-1 福祉教育の目標とプロセス

- ①感性を磨く…………他人を思いやり、支えあう心や態度を養う

- ②理性を養う…………支えのしくみや方法の大切さを学ぶ

- ③実践力を高める…………主体的な行動力や問題解決能力を高める

II 本県福祉教育の経緯

すでに「第3期」の段階に達しているといわれる長崎県の福祉教育実践の特徴とはいっていい何だろうか。ここでは他県との比較を詳しく論じるゆとりはないが、一言であげるとするならば、《児童・生徒を対象にした学校現場における福祉教育のしくみ》を他県に先がけて整備してきたのではないだろうか。その経緯を辿れば次のようになる。

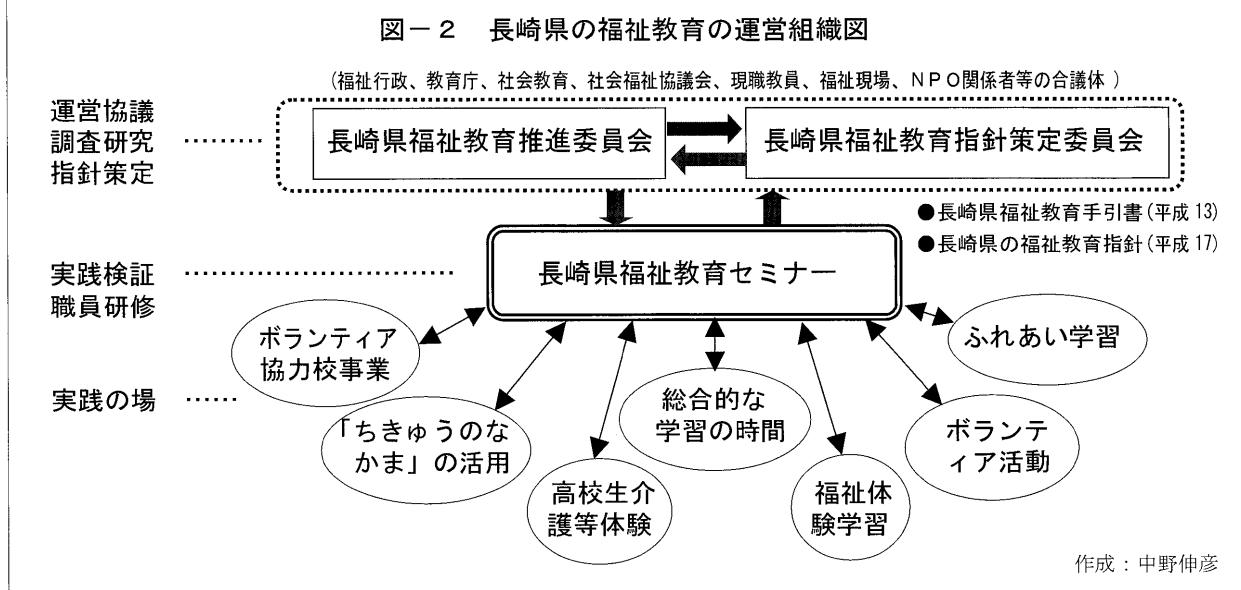
- ①厚生労働省が全国の都道府県社協を対象に昭和52年から開始した補助事業としての「学童・生徒のボランティア活動普及事業（協力校指定事業）」にいち早く取り組み、以来、今日に至る約30年間の活動実績の中で、近年、その質を問い合わせ直す議論が交わされるまでに至っていること。
- ②上記「協力校指定事業」の目標として掲げられてきた“福祉の心を磨く”ための教材として、昭和56年には早くも県社協、県生活福祉部、県教育庁の3者が合同で小学生のための福祉読本「ちきゅうのなかま」を刊行。以来今まで毎年版を重ねながら全県下の小学校

- 5年生を対象に配布されてきていること（平成10年には全面改訂し、翌年「教師用指導手引書」も刊行される）。
- ③平成6年には、現職教員に主眼を置いた福祉教育の研修ならびに実践検証の場として「長崎県福祉教育セミナー」（図－2参照）が県社協と県教委の共催によってスタート。ちなみに平成8年度の参加者名簿によると参加者総数177名中81名（45%）が小中高等学校の教師で占められ、その後、教師の参加率は年を追うごとに上昇し、今日へと引き継がれてきていること。
- ④平成9年度より1高校3年間を指定期間とする「高校生介護等特別体験事業」が県社協主催でスタートしたことにより、高校と施設現場との連携活動を支援するしくみができたこと（終了時には報告書を刊行）。
- ⑤これらの流れを受け、平成9年には、「協力校」などの学校現場における福祉実践の運営を検証しつつ、近々導入が予告されていた「総合的な学習の時間」の活用法を検討していく研究協議部門として、現職教員、大学教員、教育委員会関係者、社会教育関係者、福祉施設関係者、福祉行政職員、社協職員、NPO関係者などからなる「長崎県福祉教育推進委員会」が県ならびに県社協主導で発足。

以来、年2回の開催が続けられ今日に至っていること。

- ⑥平成10年には、県内の小・中・高等学校の計6校を対象に3年間を期間とする「福祉教育カリキュラム開発研究委託事業—総合的な学習の時間における福祉教育カリキュラムを開発して—」が実施される（その成果は平成13年に報告書としてまとめられた）。
- ⑦これらの事業成果を集約しつつ本県福祉教育の基本的な指針と推進方策を策定するための調査研究部門として、平成10年には「長崎県福祉教育指針策定委員会」が県ならびに県社協主導で新たに設置され、同年度と平成16年度の2度にわたり県下の学校とそこに学ぶ児童生徒ならびに市町村社協を対象とした「福祉教育やボランティア学習に関する意識・実態調査」が実施されたことで、本県福祉教育の置かれている現状や動向、今後の課題等が分析考察されたこと。
- ⑧上記の結果を基に『長崎県福祉教育手引書』（平成13年）や『長崎県の福祉教育指針』（平成17年）が策定委員会の手によってまとめられ、福祉教育推進委員会や福祉教育セミナー等を通して広く関係者に周知されたことで、本県福祉教育の指針を指示示す役割を担ってきたこと。⁴⁾（図－2参照）

図－2 長崎県の福祉教育の運営組織図



III 本県福祉教育の特色と背景

本県福祉教育の取り組み状況の経緯を紹介すると以上の通りである。いずれも「学校現場における福祉教育」のあり方を主眼として展開されてきている様子がよくわかる。この流れは、福祉と教

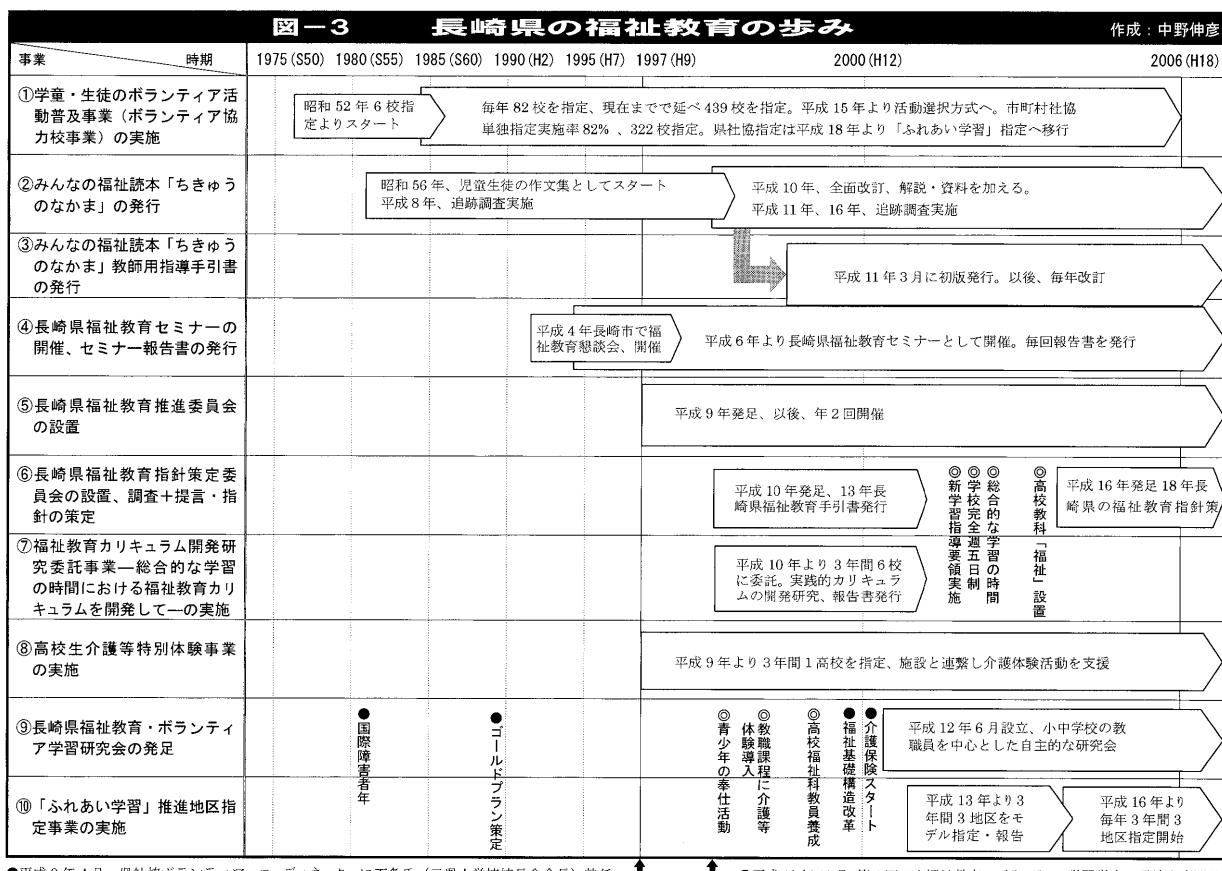
育のスムーズな連携に悩む他県と比較した場合、本県の大きな特色といえるのではないだろうか。

ところで、本県のこうした展開を大きく支える役割を担った二つの項目も忘れるわけにはいかない。一つは、平成9年に長崎県社協が校長会の会

長等を歴任した教育畠出身の人材をボランティアセンターのコーディネーターとして迎え入れたことである。以来、教育と福祉の壁を越える橋渡し役として、本県の様々な福祉教育の事業運営を円滑に推進していく原動力としての役割を献身的に担われてきた功績は大きかった。⁵⁾

もう一つは、平成10年に長崎大学を主会場に開催された第4回日本福祉教育ボランティア学習学会の開催である。この年、大会運営に関わる県内の福祉教育関係者が一堂に会し、その熱気を全国の関係者と共有したこと、その後の事業展開に拍車がかけられていく。例えば、この年、「ちきゅうのなかま」が全面改訂され、翌年には「教師用指導手引書」が創刊されたことで、教材としての使い勝手が格段に改善された。また設置間もなかった「福祉教育推進委員会」や「福祉教育セミナー」などが、従来の「協力校」事業や「高校生介護等

体験事業」やこの年からスタートした「カリキュラム開発委託事業」などのあり方を検証する場として位置づけられるようになったこと。さらには、この年実施された「福祉教育等に関する意識・実態調査」の結果を基に「本県福祉教育の指針」が教育・福祉関係者・行政の3者間で比較的スムーズに取りまとめられていったこと。加えて、学会名と同名の自主的な研究グループ「長崎県福祉教育・ボランティア学習研究会」(平成12年結成)が小・中学校の教師を中心に結成されていく機運がうまれたことなど、いずれも学会効果といえるだろう。また、この学会を契機に中央の研究者⁶⁾とのパイプができ、その後の本県福祉教育の運営に対し要所要所でご指導いただけるようになったことも忘れてはならない。そうした意味で平成10年は、本県福祉教育の歩みを大きく前進させた記念の年といえるだろう。(図-3参照)



IV 本県福祉教育の修正点⁷⁾

ただし、このような学校教育を中心とした本県福祉教育の流れは、のちに大きな修正を迫られることになる。平成12年を前後してスタートしたといわれる社会福祉基礎構造改革の動向を受け、時代は「行政主導型の縦割り福祉」から選択・契約

を中心とした「住民主体による地域協働参画型の福祉」へと大きく舵をきっていく。その橋渡し役を担う考え方方が他ならぬ地域福祉の推進であり、「福祉の（で）まちづくり」の発想であった。おりしも町村合併の時期と重なったことで、「まちづくり」は時代のキーワードとなっていく。そ

した「まちづくり」を具体的に推進していくための人づくりの営みこそが、今日求められている福祉教育の役割でもあることが次第に自覚化されてくるに伴い、本県が取り組んできた福祉教育の目標やあり方にも修正が加えられることになっていく。福祉教育の目標は、従来考えられてきた「子どもたちの豊かな心の成長を促す」ことにとどめるのではなく、「大人を含めた地域福祉を推進するための人づくりの営み」へと展開させていく必要性である。

この修正は、平成13年に刊行された『長崎県福祉教育手引書』（本県福祉教育の方向性を提言）がわずか4年後の平成17年に、再度『長崎県の福祉教育指針』として改訂されねばならなくなつた理由の一つでもある。改訂時、新たに修正・加筆された内容を要約すると次の3点になる。

1つは、福祉教育の場と対象を、従来のように学校の児童・生徒のみとは限定せずに、「地域に暮らすあらゆる世代の住民が対象となるべきもの」と捉え直したこと。これは、福祉教育の本来の意味が、“福祉のまちづくり”に向けた人づくりの営み、でもあることを確認すれば当然のこととされた。

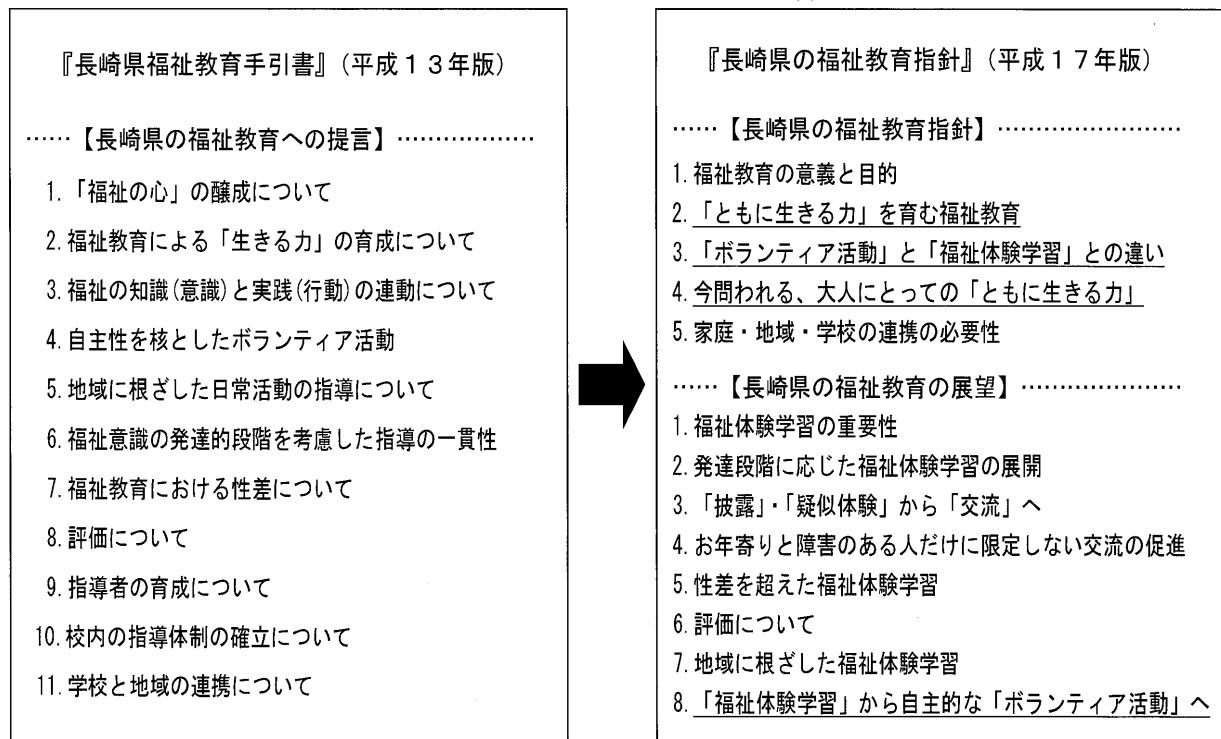
2つ目は、「生きる力」ではなく、「ともに生きる力」（長崎県社協では平成9年当時からすでにこの言葉を使っていた）を目標にすべき点を再度

強調したこと。“まちづくり”は単に自己充足的な能力の啓発にとどまるだけでは完成しない。そこには他者との関係性や協同性を起点とした課題発見や解決のための“支えあう力”が共通に求められている。そのことを「ともに生きる力」という表現で強調することには意味があると考えられたためである。

3つ目は、「福祉体験学習」と「ボランティア活動」とを分けて考えよう、というものだった。

“地域貢献”や“体験活動”などの要素を共通にかかるこの2つの用語は、それゆえに学校現場では、しばしば混同されて使われる傾向があった。しかし、自発性を基準に据えればこの両者間には明白な違いがあり、この矛盾を解消するためには両者の使い分けが必要とされた。さらに使い分けの理由はそれだけにとどまらなかった。もしこの両者を“福祉体験学習”から“ボランティア活動”へ、という〈流れ=プロセス〉で捉えることができれば、福祉教育の効果は一層大きなものとなる。なぜなら、“福祉のまちづくり”に向けられた人づくりの営みは、単に散発的な「体験」のみでは達成されない。そうではなくて、“まちづくり”という目的へと方向づけられた継続的な〈流れ=プロセス〉こそが福祉教育の基本とならなければならない。そうであれば、この両者の区別とその展開は殊のほか重要であると考えられた。

図－4 平成13年版と平成17年版の長崎県福祉教育指針(手引書)にみるコンテンツの違い^{8) 9)}



“学校で種を蒔き、地域で育てる”、あるいは“地域で種を蒔き、地域で育てる”、その役割分担と継続的な営みの一貫性こそ、あらゆる世代に関わる福祉教育のプロセスでなければならないと考えられたからである。

以上の3つの項目は、図-4に示すように、平成13年版の『手引書』の段階では特に意識されてふれられてはいなかった。しかし、その後の福祉教育をめぐる情勢の変化をたどると、もはや軽視できる段階ではないことに気づかされた。特に本県のように学校における福祉教育に主眼を置いてきたところは尚更である。このため上記3つの考え方は、平成17年版の『指針』では、その全体を貫く基本的な枠組みとして位置づけられることになった。(図-4のアンダーラインの箇所参照)

こうした福祉教育観の変遷に伴い、平成13年には「ボランティア協力校指定事業」が従来担ってきた“子どもの育ち”を支援する啓発的な役割に一応の終止符をうつ方向性がえがかれ、これに代わるものとして、本県の独自事業である「ふれあい学習推進モデル地区指定事業」が県下3市町村社協を対象に(各3年間を期間として)開始された。学校中心の福祉教育(学校指定によるもの)から地域を基盤に(学校を含む地域指定による)「支えあいのあるまちづくり」に向けた教育実践の始まりである。ここに至る道のりの途上には、当時県内で、すでに地域ぐるみの共同実践を展開しつつあった諫早市真津山小校区社協のような自主的な取り組み例などが参考にされているともいわれている。そこで次節では、真津山小校区社協

の実践例をもとに、長崎県の福祉教育に「ふれあい学習」が導入されていく経緯と今後の可能性について検討してみたい。

V 地域ぐるみの共同実践による効果と可能性

1. 真津山小校区社協の実践例

(1)諫早市真津山小校区社会福祉協議会の概要

真津山小校区社協は、諫早市内にある20地区社協の1つで、市中心部からするとやや西部に位置する真津山小学校を中心貝津町、久山町、久山台、若葉町、青葉台、津久葉町の6つの地域をカバーしている。地区内の人口は8,156人で世帯数は3,110戸(平成17年9月現在)。6つの地域にもともとあった自治会組織が母体となって平成9年6月に設立した。会員数は2,314人で、この地区的高齢化率は平成17年現在で15.9% (諫早市全体20.9%)、就学未満児は7.5%、ひとり暮らし高齢者数は68人という地域である。

(2)取り組みの概要

真津山小校区社協では、地区社協活動の活性化をねらいとし、平成13、14年の2か年にわたり、諫早市社会福祉協議会のモデル地区事業指定を受けたことで、地区内300世帯を対象とする福祉のニーズ調査を実施した。古くからの住宅地と新興住宅地が混在する地域性のため、地区内の世帯数並びに小学校の児童数は増加傾向にある一方で、高齢化も確実に進行している状況を踏まえ、設問項目の絞込みには十分な時間をかけ、役員会議が何度も重ねられた。

調査の結果、浮き彫りになったのは、「長年住み慣れた自宅にいたい」という高齢者の声と「地



サロン参加者と子ども達との交流風景



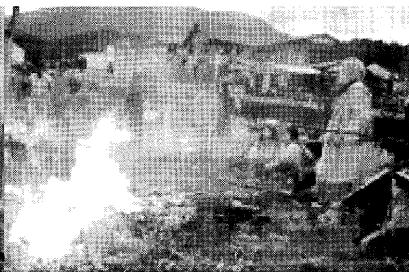
ふれあいサロン・餅つき大会での交流



合同サロン(子育て・高齢者)での1コマ



高齢者の集いに参加する保育所の園児



四季折々、鬼火焼きでの世代間交流風景



ボランティア研修でのワークショップ

域には子ども会やサークル活動が必要である」といった子どもに関する要望、さらには「高齢者と子どもとのふれあい活動が必要である」という意見であった。そこで、これらの地域ニーズを基に、高齢者と子どもを対象にした「ふれあいいきいきサロン」（5カ所で開催）、子どもやボランティアとの交流を深める「ひとり暮らし高齢者の集い」、子育て支援プログラムの一つとしての「子育てサロン」（4カ所で開催）、子ども会と連携し一人暮らし高齢者へ花の苗を届ける「花だより事業」、現在35ネット113名の支援者をかかえる見守り声かけのための「ネットワーク事業」、小学校の一教室でボランティア自身が講師となって子どもたちとの交流を深める「おもしろ科学実験事業」、さらには事業メニューと参加者のさらなる拡大をはかるための「ボランティア養成研修」（登録者120名）などが企画立案され、漸次実施されてきた。現在、これらの事業は12種類を数え、年間を通じまんべんなく実施されている。

（3）「おもしろ科学実験事業」

事業メニューの一つである「おもしろ科学実験事業」は、自治会長や民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉協力員などが中心となり、身近な鉛筆や風鈴などを使って手作りの実験道具を作り、子どもたちに科学実験遊びの楽しさを伝えることで高齢者と子どもたちとの世代を超えたふれあいの深まりをめざすもので、現在、年3回実施され、すでに5年間の実績を重ねてきている。

開始当初、子ども、保護者、学校の先生、住民ボランティア・役員などのスタッフを合わせても総勢20名程度の参加者であったものが、近年では各回平均65名前後（平成18年度累計173名参加）までに拡大している。手作りの実験道具を使った科学実験遊びを通して、子どもたちからは「なぜ、どうして」という素朴な疑問が飛び出し、その質問に対して高齢者の側から分かりやすい答えが返っ



おもしろ科学実験での世代間交流風景

てくる。そんな家族のような会話のやりとりの中で高齢者と子どもたちとの世代を超えたふれあいが生まれ、家庭だけではない地域での子育て支援へつながっている。

また、この科学実験遊びを通して高齢者や子どもたちそれぞれが相手のことを思いやり、理解しあい、尊重しあうという協調性や連帯感も生まれてきた。特に、子どもたちは自分が住んでいる地域への福祉活動やボランティア活動へも興味、関心をもつようになり、自発的にボランティア活動へ参加するようになってきている。

（4）「花だより事業」

この事業は、市社協によって購入された花の苗を地域のボランティアが鉢植えし、その花を地域で呼びかけられた子どもたちが民生委員と連携しながら、地域内に住むひとり暮らしの高齢者宅を一軒一軒訪問し、花に笑顔をそえて手渡す活動で、その結果、地域内では次のような新たな動きが生まれている。

1つは、花を届けた子どもたちが、その花の成長を尋ねたり水やりするために高齢者宅を頻繁に訪れるようになったこと。2つ目は、そのことで、子どもと高齢者との間に自然なふれあいや会話が交わされるようになったこと。3つ目は、高齢者自身も花の世話や水かけのため庭先に出るようになったこと。4つ目は、そのことで道を通る近所の人たちとの会話が生まれるようになったこと。5つ目は、花に関する話題が町内に広がり、会話が町全体に広がっていくきっかけになったこと。

きっかけは小さな一つの花だが、そのことによって高齢者と子ども、高齢者と近所の住民、子どもを含むすべての世代に新たな交流の輪が広がり、ふれあいのあるまちづくりに向けて大きな相乗効果を生み出している点は注目に値する。¹⁰⁾

こうした「科学実験事業」や「花だより事業」にみられるように、この地区のすべての事業は子どもを含む世代を超えた地域住民が「自分たちの住んでいる地域は自分たちの手でよりよくつくり上げていきたい」とする思いを形にしてきたものであり、これらの活動は、その思いを受け継ぐ人や組織がある限り、今後も引き継がれていくに違いない。

（5）事業の分析と評価

真津山小校区社協の実践の特徴として、大きく以下の3点が挙げられる。第1に、地域住民へのニーズ調査を基に、地域特性である住民の連帯意識を活かした事業展開を実現させている点である。

「ふれあいきいきサロン」、「花だより事業」、「ネットワーク事業」、「おもしろ科学実験事業」等の多彩な事業は、すべて地区内のニーズ調査で浮き彫りになった要望や意見を基に企画・立案されたものばかりである。特筆すべきは、校区社協の役員のみならず、地域住民自らが子や孫の世代を見据えつつ様々な工夫やアイディアを持ち寄って事業化していること。また各事業において毎回必ず事前協議と反省会を実施することで支援者相互の共通理解や連帯感を強めてきていること。さらには多様な事業メニューを一つの地区社協活動として組織的に連携させ、めざすべき方向性の意識づけにも十分配慮してきていることである。

2点目は、事業メニューのさらなる拡大をはかるための措置として、住民ボランティアの養成に力を入れている点である。ニーズ調査で明らかになった住民意識を基に、ボランティアの育成事業を継続的に展開。その成果として、ボランティア=住民自らが自分の趣味や特技、ライフスタイルに合った活動メニューを新たにたちあげたり、そのことで住民参加の窓口が一層多彩になり、地域全体の総合力強化にも役立てていることである。

3点目は、活動の継続をはかるための組織作りである。設立当初より各自治会長が校区社協の顧問となり、既存の地縁組織との協力体制を構築。地域活動の世話役として、住民への認知度を高める工夫をしてきた。また、事業、広報、総務部会の3部会を併せて設置し、各部会の責任体制を明確にすることで、自主性を最大限に生かした組織体制が確立している。

福祉コミュニティの形成において、誰もが住みよい安心・安全な地域づくりの実現は大きな目標である。この目標に向け、子どもを含めたすべての世代の住民が自らの手でじっくりと大事に育ってきた真津山小校区社協の取り組みは、小地域における福祉力の掘り起こしとその活用法において優れた福祉教育の実践例といえるだろう。(これらの事業内容は全国的にも高く評価され、平成19年度全国社会福祉協議会会长賞を受賞。現在では諫早市内に限らず、長崎県下の小地域活動や住民参加のあり方を模索する他の地域にも大きな影響を与えていている。)

2. 「ふれあい学習」の可能性

(1)「ふれあい学習」導入の経緯

真津山小校区社協の取り組みに代表されるように、近年、全国的にも地域の社協や町内会や自治会や公民館等を拠点とする小地域単位の世代を超えた共同実践が散見されるようになってきた。これらの実践に共通しているのは、子どもを巻き込んだ活動への誘い、とりわけ世代を超えた住民が互いに支えあうことの大切さや喜びを実感しあうことによって、自らの活動が子や孫の世代を見据えた地域づくりやまちづくりにも運動しているという意識を形成させてきている点である。

こうした効果は、長崎県のように学校完結型の「福祉教育」が共通にかえこんできた指導上の行き詰まりに対しても、その打開策のためのヒントを提供してくれている。というのも、従来から「教育」と名がつけば児童・生徒のみが対象で、主たる現場は学校であり指導者も教師に限られるものと捉えられる傾向が強かったことから、「福祉教育」とて「教育」であればそういうものだと考えられがちであった。ところが学校では、「福祉教育」といっても高等学校の教科「福祉」と「総合的な学習の時間」を除けば依然として学習指導要領の範囲外とみなされるために、たとえ地域の社協が「ボランティア協力校」として学校を指定したとしても、そこでの教育内容は熱心な教師の有無や異動によって左右される側面があった。「総合的な学習の時間」にしても、その時間を「福祉」に使うかどうかは学校の裁量に委ねられているのである。仮に「福祉教育」を押しつけられたと感じる学校や教師であれば、多忙な中、手っ取り早く実施できる当事者不在の“3大体験”(「車いす体験」「アイマスク体験」「高齢者体験」)か、または散発的に実施される施設訪問や地域清掃活動等に集中することになる。“学校任せ”にされた現場教師の、時間がない、人手がない、お金もない、方法もよくわからないところでの指導となれば止むを得ない事情といえなくもない。ただし、こうした学びを受けてきた子どもたちの心には、いったいどのような「障害者観」や「福祉観」が根づくのだろうか。また、そのことが将来的地域づくりやまちづくりにどれだけの役割を果たすことができるのだろうか、などの疑念は拭い去れない。学校完結型の「福祉教育」が共通にかえこんできた(目標のみえない)指導上の行き詰まりとは、のことである。

このような学校完結型の「福祉教育」の持つ問

題点に対し、その打開策を模索していた長崎県社協（長崎県福祉教育推進委員会）では、真津山小校区のような子どもを含めた地域ぐるみの協同実践にヒントを得ながら、この種の実践活動を全県下に普及・定着させるべく、そのための仕掛けとして平成13年に「ふれあい学習推進モデル地区指定事業」（県下3市町村社協を対象に3年間を期間として）を発足させ、3年間の観察の時期を経て、平成16年度より本格的な指定事業としてスタートさせた。もちろん全国に例のない本県独自の事業としてである。同時に、昭和52年から約30年間にわたって本県の児童・生徒の“こころの育ち”を支援してきた「ボランティア協力校指定事業」

は、平成18年の指定終了の時期を待って、その啓発的な役割に一応の終止符がうたれることになる。

(2)「ふれあい学習」とは

「ふれあい学習」推進地区指定事業実施要綱によると、①これからの中等教育は、児童・生徒に関わる地域の関係機関・団体と有機的に連携し協同して進めていくことが強く求められていること、②福祉教育によって地域住民の福祉理解を高め、安心して住み慣れたところで心豊かに生活できるという地域づくりが求められていることなどを背景にしてこの事業を実施する、とある。事業の概要を整理すると、図-5のようになる。¹¹⁾

図-5 「ふれあい学習」の概要

1. 実施主体／社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

2. 事業の実施手順／

- ①市町村社協を「ふれあい学習」推進地区として3年間指定する。
- ②市町村社協は指定地区に「ふれあい学習推進協議会」を組織する。
- ③推進協議会は、地区の福祉課題を明らかにし、地区の特性を生かした「ふれあい学習推進計画」を策定し、地域ぐるみの協同実践にあたる事業を実施する。
- ④推進協議会は、地区内の学校に対して「ボランティア協力校」として指定する。
- ⑤指定を受けた学校は、地域との連携や協同を重視した体験活動や貢献活動のための3年間の実施計画を作成・実施する。
- ⑥推進協議会によって策定された「ふれあい学習推進計画」は、市町村社協が策定する地域福祉活動計画等に反映させ、福祉のまちづくりへの意識づけをはかる。

3. 運営体制について／

- ①地区の行政、社協、公民館、教職員、各種地域団体・住民等からなる「ふれあい学習推進協議会」は、「ふれあい学習」の円滑な実践に向けて、必要とされる調査研究、情報交換、運営協議、研究発表、研修セミナー、学習会等の開催、ボランティアの養成、プログラムの開発や企画、福祉教育サポーターの発掘・養成、必要な人材のコーディネート、福祉教育のためのネットワークの策定、経費の補助などを実施する。
- ②「推進協議会」の委員は、県社協が毎年実施する研修会や報告会等に出席するものとする。
- ③「推進協議会」は、県社協が指定2年目と3年目に実施する巡回指導を受けるものとする。
- ④県社協は、「推進協議会」に対し、指定した市町村社協を通じて年額30万円の活動補助金を交付するものとする。
- ⑤指定を受けた市町村社協は、毎年度末に県社協に対し事業報告書を提出するものとする。

事業概要を一見しただけで、運営体制やその手順が事細かに規定され、従来の「ボランティア協力校指定事業」で一番の課題とされていた明確な運営体制と地域連携、さらには世代を超えた協同実践やまちづくりへの展開が、いわば指定条件の扱いで盛り込まれていることの意義は大きい。

(3)「ふれあい学習」の現状と課題

平成19年度現在まで「ふれあい学習」推進地区

として指定されてきた地区は、モデル事業の時代を含めると、図-6に示す通りである。

図-6 「ふれあい学習」推進指定地区一覧¹²⁾

平成 13-15 (モデル地区)	○平戸市 ○雲仙市国見町 ○壱岐市郷ノ浦町
平成 16-18	○大村市松原 ○諫早市飯森町 ○佐世保市宇久町
平成 17-19	○五島市岐宿町 ○雲仙市南串山町 ○佐世保市小佐々町
平成 18-20	○松浦市上志佐 ○波佐見町 ○平戸市生月町
平成 19-21	○西海市 ○雲仙市吾妻町 ○対馬市豊玉町

毎年、3年間を期間として3地区ずつが新規に指定されているところから、1つの年度でみていくと常に9カ所の指定地区が存在することになる。いま、ここでは、これらの事業の詳細を述べるゆとりはないが、この事業のたちあげに関わり、現在、巡回指導者として各地域を訪問させていただいている筆者の評価としては概ね順調な進捗状況といったところであろうか。ただし、それは旧来のボランティア指定校時代の、ともすればマンネリ化しつつあった学習内容と比較しての話であり、それぞれの事業内容が地域づくりやまちづくりへの展望をどれだけ描けているかという観点に立てば、地域によってはかなりのバラつきや格差がみられることもまた指摘しておかなければならない。従って、こうした格差を是正し、福祉教育の本来の目標である「福祉のまちづくりや地域福祉を推進させるための営み」へとこの事業を展開させていくためには、さしあたり下記に示すような項目への対応が必要とされる。

- ①「福祉のまちづくり」を最終ゴールとする活動目標の意識化（社協職員→推進委員→住民一般へ）
- ②「福祉のまちづくり」に熱心な地域リーダーの発掘や福祉教育サポーターの養成と配置
- ③「福祉のまちづくり」を意識した、地域団体による旧来からの活動との協同実践
- ④「福祉のまちづくり」を意識した“子どもの子どもによる地域のための”活動内容の掘り起こし
- ⑤「福祉のまちづくり」を最終ゴールとする段階的・組織的な活動評価のあり方と今後の展望

ともあれ、本県では他県に例をみない試みとし

て、この「ふれあい学習」事業をスタートさせた。この事業が、福祉教育の本来の目標である「福祉のまちづくりや地域福祉を推進させるための人づくりの営み」として今後、有効に機能していくかどうか、さらには指定期間を終えてもなお「福祉のまちづくり」に向けた地域ぐるみの協同実践として継続・展開させていくかは、ひとえにその地域に住む住民一人ひとりの思いのあり様にかかっていると言わざるを得ない。活動の全般を通じ支えあうことの大切さや喜びが伝わってくる真津山小校区社協の取り組みは、そのことを私たちに教えてくれているようだならない。

おわりに

本編でもふれてきたように、地元長崎県の福祉教育の変遷を振り返ると、真津山小校区社協のような優れた実践を独自に展開してきた地域が他にもないことはないが、¹³⁾ それはごく一部にとどまっている。大半は学校における福祉教育に多くを委ね、また多くの時間と労力を割いてきた。それだけに、その“地域移行”には多少時間がかかる側面があるかもしれないが、今後は、地域の社協や関係団体などが「まちづくり」に向けた関与度を一層高めながら“学校で種を蒔き、地域で育てる”或いは“地域で種を蒔き、地域で育てる”プロセスを丁寧に辿っていくことができれば、本県これまでの歩みを活かした更なる福祉教育の段階（“第4期”）へと繋いでいけるに違いない。本県福祉教育の今後の歩みにおおいに期待したい。

〈注〉

- 1) ここでは、現在、日本の福祉教育研究の第一人者といわれている日本福祉大学・社会福祉学部社会福祉学科の原田正樹准教授のことをさしている。
- 2) 「福祉教育」という用語を今日の意味で初めて使用したといわれている伊藤隆二によれば、「社会福祉に関心をもっていない人たちが社会福祉について正しく理解し、自発的に実践するのを側面から支えるいとなみに広げたい——私がそう考えて『福祉教育研究会』を発足させたのは1970年のことであった」と書いている。伊藤隆二（編）『福祉教育の研究』柏樹社、1975年、4頁。
- 3) 村上尚三郎・他編『福祉教育論』北大路書房、1998年、15頁所収。
- 4) 中野伸彦（編）『2005年版・長崎県の福祉教

- 育指針』長崎県社会福祉協議会、2007年、99頁。
- 5) 平成9年4月、県社協ボランティア振興課にボランティア・コーディネーターとして、長崎県の小学校校長会会長等を歴任した教育畠出身の下条信弘氏を迎える。
- 6) 日本社会事業大学の大橋謙策教授や前掲の原田正樹准教授などをさしている。
- 7) 中野伸彦「長崎県福祉教育10年の総括と今後の展望」(長崎県福祉教育10年の歩み編集委員会編『長崎県の福祉教育—10年の歩み—』日本福祉大学・原田研究室、2007年、5－7頁所収)
- 8) 「長崎県の福祉教育への提言」の内容については、一番ヶ瀬康子(編)『長崎県福祉教育手引書・長崎県の福祉教育』長崎県／長崎県社会福祉協議会、2001年、5－16頁に所収。
- 9) 「長崎県の福祉教育指針」および「長崎県の福祉教育の展望」の内容については、前掲、中野伸彦(編)『2005年版・長崎県の福祉教育指針』7－14頁、61－73頁所収。
- 10) 真津山小校区社協の取り組み状況や写真の説明等については、2008年度日本地域福祉学会、地域福祉優秀実践賞推薦に関する提出書類等を一部参考にさせていただいた。
- 11) 長崎県社会福祉協議会「平成19年度“ふれあい学習”推進地区指定事業実施要綱」参照。
- 12) 長崎県社会福祉協議会 前掲文書参照。
- 13) 例えば、長崎市女の都地区の西部自治会が独自につくってきた「ささえあいネットワーク」の活動など。